

【参考】期間業務職員（国家公務員）と会計年度任用職員（地方公務員）との比較

国家公務員の期間業務職員と本改正案に基づく地方公務員の会計年度任用職員を比較すると、以下の表のとおりとなる。

	期間業務職員	会計年度職員	
		フルタイム	パートタイム
任 期	業務の遂行に必要かつ十分な任期を定めて採用（採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内） ⁴¹ 。	職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めて採用（採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内） ⁴² 。	
勤務時間	常勤職員の3/4を超える時間 ⁴³ 。	常勤職員と同一の時間 ⁴⁴ 。	常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間 ⁴⁵ 。
給 与 等	<ul style="list-style-type: none"> 常勤職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で支給⁴⁶。 基本となる給与の他、通勤手当に相当する給与を支給する⁴⁷。 期末手当に相当する給与を支給するよう努める⁴⁸。 ※委員等を除く。	<ul style="list-style-type: none"> 常勤職員と同様に、給料・旅費を支給⁴⁹。 常勤職員と同様に、期末手当のほか各種手当を支給することができる⁵⁰。 	<ul style="list-style-type: none"> 報酬を支給⁵¹。 費用の弁償を受けることができる⁵²。 期末手当を支給することができる⁵³。
採 用	<ul style="list-style-type: none"> 面接・経歴評定等を通じた適切な能力判定⁵⁴。 原則として公募による。ただし、①必要な技能等の内容やへき地の官職等の勤務環境などの事情がある場合、②従前の勤務実績に基づき能力実証を行うことができる場合には、公募によらないことも可能（②の場合、連続2回を限度とするよう努める。）⁵⁵。 	競争試験又は選考によるものとする ⁵⁶ 。	
条件付採用期間	1月を超える任期を定めた採用は、その採用の日から起算して1月間条件付のものとする ⁵⁷ 。	1月を勤務し、その間職務を良好な成績で遂行したときに正式採用とする ⁵⁸ 。	

⁴¹ 人事院規則8-12第4条、第46条の2第1項及び第3項。
⁴² 地方公務員法第22条の2第2項及び第6項。
⁴³ 人事院規則15-15第2条。1日につき7時間45分を超えず、かつ、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の3/4を超え、38時間45分を超えない範囲内。
⁴⁴ 地方公務員法第22条の2第1項第2号。
⁴⁵ 地方公務員法第22条の2第1項第1号。
⁴⁶ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第22条第2項。
⁴⁷ 非常勤職員の給与に関する指針（平成20年8月26日 人事院事務総長通知）。
⁴⁸ 同上。
⁴⁹ 地方自治法第204条第1項。
⁵⁰ 地方自治法第204条第2項。
⁵¹ 地方自治法第203条の2第1項。
⁵² 地方自治法第203条の2第3項。
⁵³ 地方自治法第203条の2第4項。
⁵⁴ 人事院規則8-12第46条第1項。
⁵⁵ 人事院規則8-12第46条第2項。
⁵⁶ 地方公務員法第22条の2第1項。
⁵⁷ 人事院規則8-12第48条第2項。
⁵⁸ 地方公務員法第22条の2第7項及び第22条。